○　農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官は、武力攻撃事態等に際して、所管する生活関連物資等の価格の高騰若しくは供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて政府対策本部長にその旨を報告するものとする。

○　農林水産省は、所管する生活関連物資の価格の安定や供給の安定のための対策を実施するに当たっては、政府対策本部、関係省庁等と緊密に連携し、①生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）に基づく物資の売渡しの指示及び命令、②国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に基づく物資の標準価格の決定、生産・保管・売渡しの指示、③物価統制令（昭和21年勅令第118号）に基づく統制額の指定その他の適切な措置を講ずるものとする。

⑵　特定武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全等

農林水産省は、その所掌に係る、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第85号）に基づく措置の必要性を検討する。

また、国民保護法第131条により政令が定められ、当該措置を講ずることが特に必要と認められる場合には、実施のための必要な措置を講ずるものとする。

⑶　避難住民等の生活の安定のための措置

○　農林水産省は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合に、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫により、被災農林漁業者に対し、施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための低利融資等が行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

○　農林水産省は、武力攻撃事態等において、被害農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、関係金融機関等に対し、資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等の要請を行うものとする。

⑷　応急の復旧

○　農林水産省は、職員の安全の確保に配慮した上で、武力攻撃災害発生後可能な限り速やかに、農林水産省が管理する農林水産関連施設等の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行うものとする。

○　農林水産省は、都道府県知事等からの求めに基づき、専門的知識を有する職員の派遣、資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のため必要な措置を講ずるものとする。

○　農林水産省は、地方公共団体等の施設の管理者に対して、必要に応じ、安全の確保に配慮した上で、以下の措置を講ずるよう要請するものとする。

・　二次的な山地災害のおそれのある荒廃林地について、関係住民に周知を図り、不安定な土砂の除去、防護柵の設置等の応急対策を実施するほか、倒木による二次災害を防止するため、必要に応じ、その除去など応急対策を講ずること

・　二次的な山地災害のおそれのある農地・農業用施設、地すべり防止区域及び海岸保全施設について、関係住民に周知を図り、不安定な土砂等の除去、防護柵の設置等必要な応急対策を講ずること

・　被災者の生活の維持のために必要な集落排水処理施設、営農飲雑用水、災害時に取水することができるよう緊急的利用に備えて整備された農業用用排水等の施設の点検、応急復旧等を行うこと

・　農道、林道、漁港区域内の航路等の緊急輸送の確保等のため必要な施設について、障害物の除去、点検、応急復旧等を行うこと

○　農林水産省は、応急の復旧が円滑に実施できるよう、保有する土地改良機械の所在地、台数及び整備の状況を常時把握するとともに、武力攻撃災害が発生し、応急の復旧に当たって機械の導入が必要なときは、直ちに被災地における機械の必要台数、全国の転用可能台数等を調査し、必要に応じ、地方農政局間における管理換、地方公共団体に対する貸付け等の措置を講ずるものとする。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な土木、機械等についての知識又は経験を有する技術者の数及びその配置状況並びにこれらの者の技術、知識又は経験の程度を常時把握するとともに、武力攻撃災害が発生した場合に、都道府県からの求めに基づき、安全の確保に配慮した上で、職員を派遣する等必要な措置を講ずるものとする。

５　武力攻撃災害の復旧に関する措置

⑴　災害復旧の実施方針

○　農林水産省は、武力攻撃災害の復旧に関し財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでは、武力攻撃事態の態様や武力攻撃災害による被災の状況等を勘案しつつ、⑵に定めるところにより、迅速な復旧に向けて必要な措置を講ずるものとする。

なお、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、武力攻撃災害による被災の状況等を踏まえて行われる本格的な復旧に向けての国全体としての方向性についての検討結果を踏まえ、適切に対応するものとする。

○　農林水産省は、武力攻撃災害の復旧に関し財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備された後は、当該法制に基づき、適切に武力攻撃災害の復旧を行うものとする。

⑵　災害復旧に向けた取組

○　農林水産省は、農林水産省が管理する農林水産関連施設等について、可能な限り迅速に被害状況の把握に努めるとともに、現地に災害復旧の専門家の派遣を行う等により、速やかに復旧を行うものとする。

○　農林水産省は、地方公共団体等が行う復旧のための措置について、必要な支援を行うものとする。

○　農林水産省は復旧に当たり、都道府県からの要請等に応じて、所管する独立行政法人等に対し、専門的知見を有する職員の派遣の要請及び技術的助言の要請を行うものとする。

第３章　緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

１　農林水産省緊急対処事態対策本部等の設置

⑴　農林水産省緊急対処事態対策本部の設置

○　農林水産大臣は、政府に緊急対処事態対策本部（事態対処法第23条第１項の緊急対処事態対策本部をいう。以下同じ。）が設置された場合には、直ちに、本省に農林水産大臣を本部長とする農林水産省緊急対処事態対策本部（以下「本省緊急対処事態対策本部」という。）を設置する。本省緊急対処事態対策本部は次の業務を行う。

・　緊急対処保護措置の実施に関する農林水産省内の総括及び総合調整

・　緊急対処事態対策本部、関係省庁等との情報交換及び連絡調整

・　緊急対処事態対策本部、関係省庁等から収集した情報の省内関係部局への提供

・　省内関係部局からの被災情報等に関する情報の取りまとめ

・　緊急対処保護措置の実施状況等に関する情報の取りまとめ

・　緊急対処保護措置の実施状況等に関する広報活動の総括

・　その他緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

○　本省緊急対処事態対策本部の構成員は、農林水産大臣が指名する者をもって充てる。

○　本省緊急対処事態対策本部の事務の円滑な遂行のため、事務局を設置する。

⑵　地方農政局等緊急対処事態対策本部の設置

○　地方農政局等の長は、本省緊急対処事態対策本部の設置に併せて、必要に応じ、地方農政局等の長を本部長とする地方農政局等緊急対処事態対策本部を設置するものとする。

○　地方農政局等緊急対処事態対策本部の構成員は、地方農政局等の長が指名する者をもって充てる。

○　地方農政局等緊急対処事態対策本部の事務の円滑な遂行のため、事務局を設置する。